

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
 （昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。
 令和 六年 十月 二十三日

中国四国厚生局長

依田 泰

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|----------------------|----------------|--------------|
| ひつもと内科循環器科医院 | 下関市竹崎町二丁目七番七号 | 令和 六年 十二月 一日 |
| 医療法人ひろやま内科 | 下関市山の田本町一番一号 | 〃 |
| 医療法人社団ふかほり整形外科 | 下関市大字有富一六七の三 | 〃 |
| 医療法人社団かげやま耳鼻咽喉科クリニック | 下関市一の宮町四丁目一番五号 | 〃 |
| 原田・東邦クリニック | 下関市長府江下町五番一〇号 | 〃 |
| ペインクリニック山本医院 | 宇部市大字東須恵二二九七の一 | 〃 |
| 医療法人ノムラ泌尿器科整形外科 | 山口市青葉台三番三二号 | 〃 |
| 医療法人なりしげ循環器内科 | 山口市矢原一一八一番地三 | 〃 |

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|----------------|------------------|-----------|
| 医療法人さがら眼科クリニック | 萩市今古萩町四三番地一 | 令和六年十二月一日 |
| おりたクリニック | 柳井市中央一丁目八番一五号 | 〃 |
| 吉浦耳鼻咽喉科医院 | 柳井市中央一丁目九番一五号 | 〃 |
| 藤井クリニック | 下関市豊北町大字滝部三一四六の二 | 〃 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
 （昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。
 令和 六年 十月 二十三日

中国四国厚生局長

依田 泰

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-----------------|------------------|--------------|
| アイベックスデンタルクリニック | 山口市小郡黄金町一四番八号 | 令和 六年 十二月 一日 |
| 東和・武中歯科 | 大島郡周防大島町西方一六四一―三 | 〃 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
 （昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。
 令和 六年 十月 二十三日

中国四国厚生局長

依田 泰

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------------|------------------|--------------|
| タケヒロ薬局 | 下関市豊北町滝部三三九五番地の二 | 令和 六年 十二月 一日 |
| ウオント宇部琴芝薬局 | 宇部市北琴芝二丁目一―四五 | 〃 |
| そうごう薬局 春日町店 | 山口市春日町二―一五 | 〃 |
| 錦見薬局 | 岩国市錦見一丁目一三番一―二号 | 〃 |
| 宮の前薬局 | 周南市宮の前二―六―二〇 | 〃 |
| 木屋川薬局 | 下関市豊田町大字中村五 | 〃 |
| | | 二 |